

各事業所  
 総務人事担当幹部社員 各位  
 健康管理担当幹部社員 各位

富士通健康保険組合  
 常務理事〔印略〕

**海外赴任者の健康診断費用補助の見直しについて（ご通知）**

日頃より、当健康保険組合の事業運営に関しまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
 海外赴任者の健康診断費用補助につきましては、これまで国内勤務者と異なる運用としておりましたが、2019年4月分の支払いより、下記のとおり補助内容を見直す（国内勤務者と同基準とする）ことといたしますので、ご通知申し上げます。

記

**1.見直し内容（海外赴任者の健康診断費用補助）**

見直し項目

国内受診（赴任時・一時帰国時・帰任時）			
対象者	区分（年齢：4月1日時点を表記）	健保組合補助額	
		現状	見直し後
被保険者 および 帯同配偶者 （健保被扶養者）	被保険者 生活習慣病健診 （4/1 満30歳・35歳、当該年度内40歳以上）	健診費用 × 1/2 上限：13,000円（税込）	定額：13,000円（税込）
	被保険者 定期健診 （生活習慣病健診の対象年齢以外）	健診費用 × 1/2 上限：13,000円（税込）	費用補助を廃止
	帯同配偶者 生活習慣病健診 （当該年度内40歳以上）	健診費用の実費 上限：26,000円（税込）	変更なし （現状どおり）
	帯同配偶者 定期健診 （生活習慣病健診の対象年齢以外）	健診費用の実費 上限：10,000円（税込）	
	婦人科健診 （対象：女性社員・帯同配偶者）	健診費用の実費 上限：13,000円（税込）	
海外勤務地（現地）受診			
対象者	区分（年齢：4月1日時点を表記）	健保組合補助額	
		現状	見直し後
被保険者 および 帯同配偶者・子女 （健保被扶養者）	被保険者 生活習慣病健診 （4/1 満30歳・35歳、当該年度内40歳以上）	健診費用 × 1/2	定額：13,000円（税込）
	被保険者 定期健診 （生活習慣病健診の対象年齢以外）	健診費用 × 1/2	費用補助を廃止
	帯同配偶者 生活習慣病健診 （当該年度内40歳以上）	健診費用の実費 上限：26,000円（税込）	変更なし （現状どおり）
	帯同配偶者 定期健診 （生活習慣病健診の対象年齢以外）	健診費用の実費 上限：10,000円（税込）	
	婦人科健診 （対象：女性社員・帯同配偶者）	健診費用 × 1/2	
	帯同子女	0歳児 1歳6ヶ月 3歳	①3～4ヶ月
②6～7ヶ月			
③9～10ヶ月			
④12ヶ月			
国内受診（赴任時・一時帰国時・帰任時）、海外勤務地（現地）受診			
対象者	区分（年齢：4月1日時点を表記）	健保組合補助額	
		現状	見直し後
被保険者	二次検診 （4/1 満30歳・35歳、当該年度内40歳以上）	対象となる検診 ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓超音波	検診費用の実費 変更なし （現状どおり）
	二次検診 （上記年齢以外）		費用補助を廃止

※補助の回数：1年に1人1回のみ補助

※海外勤務地（現地）受診については、国内受診が業務上難しく、事前に事業所が承認した場合のみ補助

なお、上記以外の項目（前立腺検査、歯科検診、脳ドック、肺ドック）については、既に国内勤務者と同基準であり、補助内容に変更はありません。

**2.実施時期**

2019年4月26日支払い分（3月1日 BLP申請書受付分）より、見直し後の費用補助を適用します。

以上

担当：富士通健康保険組合 平鍋  
 E-mail：hiranabe.yumi@jp.fujitsu.com  
 内線：7129-5458  
 外線：044-738-3011